平成２８年（フ）第５４０号
神奈川県厚木市三田南２丁目15番30号　ジュイールⅣ　103
破産者　大澤　昭彦
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番２―1002号
破産者　竹原　淳一
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６９号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目12番地の３　メルヴィーユ大住台101号
破産者　冨田　瑞穂
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７４号
神奈川県秦野市落合579番地の２、前住所神奈川県秦野市寺山485番地の１　ヴァンベールＡ―101号
破産者　桐山　邦彦
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７５号
神奈川県秦野市曽屋692番地の２　秦野パークアベニューＡ　502号、前住所神奈川県秦野市平沢1105番地の１　ボヌール秦野Ⅰ　715号
破産者　松本　英二
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２０号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ｆ―102号、旧住所静岡市葵区山崎２丁目８番地の12
破産者　鈴木　君代
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２６号
和歌山市弘西1042番地８　紀伊団地１－４－405
破産者　南原久美子（旧姓倉田）
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第24号

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年３月17日
四街道都市計画事業
物井特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　茂木　貴志

記

1　清算金額通知者
⑴　氏名　吉野直樹（登記名義人安藤秀雄死亡による法定相続人）
住所　栃木県那須郡那珂川町高岡164番１（判明している最後の住所）
⑵　氏名　両国不動産合資会社
住所　東京都本所区東両国四丁目７番地の17

2　通知内容

清算金額通知書

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

⑴　安藤秀雄
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金6,156円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　四街道市物井字清水1450―４
地　　目　畑
地　　積　165㎡
換　　地
町名地番　四街道市もねの里二丁目２―３
地　　目　宅地
地　　積　95.08㎡
清算金額
徴収額０円、交付額6,156円、
供託すべき額０円

⑵　両国不動産合資会社
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金6,494,308円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　四街道市物井字出口1399―６
地　　目　山林
地　　積　59㎡
換　　地
土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
徴収額０円、交付額648,279円、
供託すべき額０円
従前の土地
町名地番　四街道市物井字出口1400―８
地　　目　山林
地　　積　532㎡
換　　地
土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
徴収額０円、交付額5,846,029円、
供託すべき額０円

（注意事項）
1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【連絡先】
〒163―1321　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上